

法人資金税の仕組み

——会計的分析のための準備として——

高尾 裕 二

I はじめに

所得ベースか支出ベースかといった課税ベース選択の議論が注目を集めている。この種の議論の中心的論点は、個人課税レベルにおいて、とりわけ公平という観点から最良の税目と考えられていた所得税に対し、(i) 基本的構造上の側面 (ii) 税務執行上の側面、から疑問を投げかけ、代替案としての支出税に着目する⁽¹⁾というものである。

一般に、能力説のもとで貨幣ベースでの測定可能性を前提とする場合、租税負担能力の指標としては、所得、消費支出、財産がその代表的なものとして考えられてきた。このような課税ベース選択の議論を、企業課税レベルに持ち込む場合にどのような展開がなされるのであろうか。法人にも一定の負担が求められるという前提のもと、所得、財産といった指標が、その基本的仕組みを変更することなく個人と同様法人にも適用可能であることは改めて指摘するまでもない。特に所得課税については、個人所得か法人所得かの明確な識別がなされないまま法人レベルにおいても所得概念論争として取り上げられてきたという経緯がこの点を物語っている。

これに対して、消費支出という課税ベースは、所得や財産に比べ、法人レ

(1) 例えば、石弘光、「課税の公平と課税ベースの選択——所得課税か支出課税か」
『季刊現代経済』第59号、1984、Autumn.

ベルで想定することは、些か困難な概念であるといえよう。企業の財貨・サービスの需要はそれ自体が目的ではなく、社会が必要とする財貨・サービスを生産するための派生需要であると考えれば、法人課税における課税ベースとして消費支出を想定すること自体に無理があるようにも思われる。あるいはまた、企業に提供され、企業の支配下にある資金が、企業から他の経済主体に最終的に流出するという事実、換言すれば、再び企業への還流が予定されない資金の流出という事実をもって、法人における消費支出と擬制することは可能なのであろうか。⁽³⁾

消費支出を課税ベースとする企業課税は果たして構想することができるのであろうか。構想しうるとして、その課税ベース算定の基本的仕組みはいかなるものとなるのであろうか、といった問題意識は、税務会計の領域において当然に生ずるべきものである。この疑問に一つの指針を与えるものが、ミード報告⁽⁴⁾における「法人資金税 (Flow-of-Funds Corporation Tax)」⁽⁵⁾構想ある。ミード報告に関しては、わが国においても既に多くの論者において取り上げられており、⁽⁶⁾改めて、門外漢のわれわれが議論する必要性は乏しいと

-
- (2) 事実、総合消費税の代表的論者である N. Kaldor も、支出課税のもとでは会社課税に否定的であるとされている。平塚康雄、「N. カルドアの所得税批判と総合支出税—ミード報告との関連で—」『経済と経済学』No. 47, 1981年10月, p.135.
- (3) このような擬制のもとでは、利益処分における社外流出—配当、役員賞与—が、法人における消費支出項目に該当することになる。
- (4) Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade, *The Structure and Reform of Direct Taxation*, Institute for Fiscal Studies, George Allen & Unwin, 1978, 第12章 (以下、Meade Report と呼ぶ)。
- (5) その他、“Flow-of-Funds Type of Corporation Tax”, “Flow-of-Funds Base for Corporation Tax” などとも呼ばれている。「資金フロー型法人税」, 「資金ベース法人税」, 「キャッシュ・フロー法人税」とも訳されるが、本稿では一応「法人資金税」という名称を主に用いている。
- (6) 例えば、貝塚啓明, 『「ミード報告」の問題点』『経済学論集』第45巻第3号, 1979年10月, 小林威, 「税制改革の一軌道」大川, 池田, 佐藤編著, 『財政政策の新展開』第6章所収, 千倉書房, 昭和55年10月, 伊藤忠通, 「直接税の改革とミード報告」『千里山経済学』第14巻第2号1981年1月。

いえよう。とはいえ、現在までのところ多くの議論は主として個人課税に力点を置いたものであり、法人資金税を直接対象とした議論は比較的少ないこと⁽⁷⁾と、法人資金税の内容は後に示されるように、キャッシュ・フローを基礎概念として用いるものであり、会計学分野におけるキャッシュ・フロー会計あるいは資金会計とその基本思考に共通性が見られ、税務会計の領域にあっても極めて興味深い対象であること、を理由にわれわれがあえて取り上げる意義もないとは言えない。

本稿の目的は、税務会計レベルでの今後の分析、検討の予備的作業として、税務会計に関連すると思われる法人資金税の内容を、詳細に跡付けることである。論旨の展開もまたミード報告に従って、法人課税の根拠(Ⅱ)、法人資金税の基本的仕組み(Ⅲ)、法人課税と個人課税の関係(Ⅳ)といった論点を順次取り上げる。最後に、法人資金税と税務会計(Ⅴ)と題して、若干のコメントを付け加えることにしたい。

Ⅱ 法人課税の根拠⁽⁸⁾

支出税中心の租税システムのもとで、法人税が所得を課税ベースとする法人所得税から、より調和のとれた他の法人税の形態(ミード報告にあっては資金フローを課税ベースとする法人資金税が提案されている)に移行するものであるとしても、法人課税が単独の個別税として存在する根拠がまず検討されなければならない。

ミード報告は、法人部門を非法人部門とは異なる税務上の取扱いをする理由として以下の4点を指摘している。

(i) 法人に付与された特権、特に有限責任という便益が存在すること。

(7) しかしながら、近時その関心はしだいに高まりつつある。例えば、平石雄一郎、「資金ベース法人税の検討」、野口悠紀雄、「税制の中立性と大型間接税」ともに『税経通信』Vol. 40, No. 4, 1985年4月。吉田精司、「支出税制とキャッシュ・フロー法人税」『税経通信』Vol. 40 No. 5, 1985年5月など。

(8) Meade Report, p. 227.

- (ii) 多数の株主にかかわる法人の未分配利益の取扱いに問題があること。
- (iii) 歳入の確保という点から法人税は便利であること。
- (iv) イギリス租税システムにおける 直接税の主要な税目として、法人税は既に定着していること。

ミード報告に従って、上記の諸点をもう少し詳しく検討しておこう。

まず (i) は、改めて説明を加えるまでもなく、法人企業に認められた各種の特権により、非法人企業に比べ重課することが望ましい、つまり、法人企業に追加的な税負担を課すことが正当化されるということである。⁽⁹⁾ (ii) は、個人事業主が自己の所得を貯蓄し、個人事業に再投資したとしても、この場合累進的個人所得税の対象になることから、法人所得も企業に再投下された部分（留保所得）について同等な税務上の取扱いをすることが必要となる。しかしながら、法人留保所得を株主の所得に完全に統合することは事実上不可能であり、法人レベルで、一定の負担を課すことにより、完全に留保所得を配分した場合の結果に可能な限り近似させることが必要となる、という意味である。(iii) は、法人税が相当の租税収入を獲得するための簡便な手段である、ということであり、人々は法人税が存続することを前提に事業活動を遂行しているのであり、仮に法人税が廃止されるならば、社会の特定部門に予期せざる意外の利得（unexpected windfall gains）を発生させることになり望ましくない、というのが (iv) の意味である。

上記 4 点は、いずれも一般的な法人課税の根拠であって、支出税中心税制のもとでの積極的な法人課税（ミード報告が提案する法人資金税）の根拠ではない点に注意しなければならないであろう。⁽¹⁰⁾

(9) この点については、*Ibid.*, p.147. においても言及されている。

(10) なお、この点に関連して「法人税については、すでにふれたようにマネー・フロー基準の法人所得に応じて課税すべきであるとするが、支出税中心の税体系では、元来法人税の独自の存在理由がないとすれば、法人税のもつ意味が曖昧になる。『ミード報告』がこの点について言及していない点も一つの疑問である」（貝塚，前掲稿，56ページ）との指摘がある。

III 法人資金税の基本的仕組み⁽¹¹⁾

法人課税が正当化されるものとして、所得税体系の下での利潤ベースの法人税は、支出税中心税制への移行に伴って、課税ベースを利潤以外のものに求めなければならない。ミード報告は支出税体系に調和する法人税の課税ベ

表 1 法人の資金フロー

イン・フロー		アウト・フロー	
実物取引			
R ₁	商品・製品の販売	\bar{R}_1	材料の購入
R ₂	用役の提供	\bar{R}_2	賃金、給料およびその他の用役の購入
R ₃	固定資産の売却	\bar{R}_3	固定資産の購入
<u>R</u>		<u>\bar{R}</u>	
居住法人の株式以外の財務取引			
F ₁	支払勘定の増加	\bar{F}_1	支払勘定の減少
F ₂	受取勘定の減少	\bar{F}_2	受取勘定の増加
F ₃	当座借越勘定の増加	\bar{F}_3	当座借越勘定の減少
F ₄	現金残高勘定の減少	\bar{F}_4	現金残高勘定の増加
F ₅	その他の借入勘定の増加	\bar{F}_5	その他の借入勘定の減少
F ₆	その他の貸付勘定の減少	\bar{F}_6	その他の貸付勘定の増加
F ₇	受取利子	\bar{F}_7	支払利子
F ₈	非居住法人の株式保有の減少	\bar{F}_8	非居住法人の株式保有の増加
<u>F</u>		<u>\bar{F}</u>	
居住法人の株式取引			
S ₁	自社株式の増資	\bar{S}_1	自社株式の減資
S ₂	他の居住法人の株式保有の減少	\bar{S}_2	他の居住法人の株式保有の増加
S ₃	他の居住法人からの受取配当	\bar{S}_3	支払配当
<u>S</u>		<u>\bar{S}</u>	
租税			
T	還付税額	\bar{T}	支払税額

$$R + F + S + T \text{ (イン・フロー合計)} = \bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T} \text{ (アウト・フロー合計)}$$

(Meade Report, 表12.1, p.231)

(11) *Ibid.*, pp. 227~245.

ースを資金フローに求めた。なお、資金フローを課税ベースとする法人資金税の議論において、極めて重要な役割を果たす企業の資金フローの分類を表1として掲げておく。

ミード報告によれば、資金フロー・ベースにおいては、経常勘定と資本勘定⁽¹²⁾の区分は不要となるものの、以下の区分が必要であるとされている。

- (i) 実物の財貨・用役に関する購入と販売（表1のR項目）
- (ii) 株式取引を除く財務取引にかかる現金の流入と流出（表1のF項目）
- (iii) 株式および配当にかかる取引（表1のS項目）
- (iv) 租税の支払（表1のT項目）

(1) 資金フロー・ベースの3つの形態

実物の財貨の販売・用役の提供に起因する総収入額と実物の財貨・用役の購入にかかる総支払額の差額——表1上の用語を用いれば $(R - \bar{R})$ ——を課税ベースとする「Rベース」と呼ばれる一つの資金ベースの純粋型が、まず提示される。この「Rベース」においては、すべての実物資産について、購入時における100%の即時資本控除（全額即時損金算入）が認められるとともに、売却時において売却収入が全額益金算入されることになることから、キャピタル・ゲインに関する特有の問題は生じないとされている。

さらに、「Rベース」の特徴としてミード報告が指摘する点は、将来の財務決定にいかなる歪みももたらさないこと、換言すれば、新規の投資収益に影響を与えないということである。この点をもう少し深く検討しておこう。

まず、金融資産の投資収益が課税により全く影響されない点は改めて指摘するまでもない。財務取引は課税ベースから除かれ、投資自体も投資から生ずる収益についても課税関係は生じないからである。

他方、実物資産（例えば、設備、機械、たな卸資産など）への投資は、実物取引を課税対象とする「Rベース」においては当然税務計算の対象となるが、実物資産への投資収益もまた課税により影響されないとされている。こ

(12) 収益的収入・支出および資本的収入・支出の意味であると考えられる。

の理由は多少興味深いものである。法人税率（税込）50%，投資収益率10%，取得価額200ポンドの固定資産を購入するものと仮定しよう。この場合、企業が調達しなければならない資金は100ポンドにすぎない。残りの必要調達額100ポンドは、200ポンドの固定資産購入額の損金算入に起因する支払税額の軽減（200ポンド×50%）によりカバーされるからである。次期に投資収益を含んだまま当該固定資産を売却したとすれば、企業は220ポンド（ $200(1+0.1)=220$ ポンド）の売却収入を得、その結果220ポンドが益金に算入され、税率50%として110ポンドが国庫へ、110ポンドが企業の手許に残ることになる。企業は、当初の100ポンドの資金調達で、110ポンドを獲得したことになり、投資収益率10%は課税により影響されない、と説明されるのである。要するに、「Rベース」型法人税（以下R型法人税という）は、投資形態の如何にかかわらず投資収益率を課税により歪めないのである。

この議論を観点を変え、税務当局側から眺めてみることにしよう。ミード報告は、R型法人税が企業の投資収益率を歪めないにもかかわらず、歳入を生み出すのはなぜかという問題提起のもとにこの種の議論を行っている。この疑問に対して、ミード報告は2つの解を与えている。まず第一に、R型法人税が導入された時点では、導入以前に購入されたため100%資本控除が認められなかった固定資産が、導入後、当該固定資産から生み出される製品の販売や固定資産自体の売却が課税対象となるという点である。これは移行期に固有の問題にすぎない。より基本的な理由は、R型法人税は、政府債の利子率を超過する企業の実物取引にかかる利益を税源として歳入を獲得することを意味するものであるという点である。後者の点についてはもう少し詳しい説明が必要である。200ポンドの固定資産の購入、政府債の利子率10%という状況下で、投資収益額をも含めた企業の固定資産価値が期末に300ポンドになったと仮定しよう。この場合、投資収益率は50%であり、政府債利子率10%をこえる超過利潤80ポンド（ $300-200(1+0.1)$ ）を企業が獲得したことになる。税込法人税率50%とすれば、企業の納税額は150ポンド（ 300 ポンド×50%）であり、企業の超過利潤の税引後受取額は40ポンド（ $150-110$ ）

となり、残額の40ポンド（80-40）が政府の受取額となる。政府の観点からは、企業の固定資産購入時における100ポンドの税額軽減と翌期の政府債利子額を加算した110ポンドを40ポンド上回る150ポンドの歳入を得ることになる。結局、政府債利子分を超える超過利潤は、法人税率に応じて企業と政府に分配されることになるのである。

要するに、政府は、投資原価の負担および投資にかかる利益（又は損失）の分担という持分関係（equity stake）を課税関係を通じて企業との間で有するものとみなされ、企業の投資収益率が政府債の利子率を超過する場合には、政府が変更可能な法人税率に応じた正味歳入利得（net revenue gain）を獲得することができる指摘されている。このような法人資金税の投資に対する中立性という性格は、後に説明するように資金フローを課税ベースとする他のタイプの法人税の場合にも見い出され、法人資金税の機能的特徴と考えてよいように思われる。

R型法人税の基本的仕組みは、表1からも明らかなように、実物取引と財務取引の区分が前提となり、後者が課税ベースに含まれないため、支払利子・受取利子に関しては課税関係は生じない。従って、実物の財貨・用役を販売せず、財務取引が主要な企業活動を構成する銀行などの金融機関にR型法人税を適用することはやや困難である。この「Rベース」の難点は、単に実物取引のみではなく、実物取引と財務取引の両者を含む資金のアウト・フローを超過する資金のイン・フロー（居住法人の株式取引を除く）を課税ベースとすることにより克服されるであろう。これが「(R+F)ベース」と呼ばれる法人資金税の形態（以下、RF型法人税と呼ぶ）である。表1より、具体的な課税ベースは

$$(R + F) - (\bar{R} + \bar{F})$$

として、算定されることになる。

ミード報告においては、企業における全体の資金のイン・フローと資金のアウト・フローは等しいとされ、表1より次式が成立するとされている。

$$(R + F) - (\bar{R} + \bar{F}) = (\bar{S} - S) + (\bar{T} - T)$$

つまり、実物取引と財務取引にかかる企業の正味資金流入額は、株主の正味受取額 $(\bar{S} - S)$ と正味税込 $(\bar{T} - T)$ に等しく、両辺は、単に税込税率が適用されるか、税抜税率が適用されるかの相違のみとなる。⁽¹³⁾ 両辺に実質的な差異が認められないとすれば、「 $(R + F)$ ベース」は、ヨリ単純な「 S ベース」— $(\bar{S} - S)$ —に代替させることが望ましいということになる。

「 S ベース」は、主として、株主に支払われた配当額から株主の企業への拠出額を控除した差額、つまり株主が法人企業から引き出した正味現金額——表1の $(\bar{S}_3 + \bar{S}_1) - S_1$ ——を意味するものであるが、予想される租税回避行為を防止するため、他の居住法人に対する株式取引にかかる正味支払額——表1の $\bar{S}_2 - (S_2 + S_3)$ ——が課税ベースに加算されていることに注意しなければならない。結局、「 S ベース」の法人税（以下、 S 型法人税と呼ぶ）は、法人部門が非法人部門の株主に支払った正味貨幣額を課税ベースとするものに他ならない。

「 S ベース」は、また、「 R ベース」と同様に投資収益率に影響を及ぼさない。⁽¹⁵⁾ 例えば、税込税率50%で200ポンドの投資を、新株発行による場合と留保利益による場合の2つに区分して考えることにしよう。前者の場合、

(13) 左辺の $\{(R + F) - (\bar{R} + \bar{F})\}$ が1千万ポンド、右辺の $(\bar{S} - S)$ 、 $(\bar{T} - T)$ が各々5百万ポンドであるとすれば、法人は、左辺の「 $(R + F)$ ベース」を課税標準として税込税率50%で課税される場合と右辺の「 S ベース $(\bar{S} - S)$ 」を課税標準として税抜税率100%で課税される場合は無差別である (*Ibid.*, p. 234)。一般に、税込税率 (t_i) と税抜税率 (t_e) は、次式により、相互に変換可能である。

$$t_e = \frac{t_i}{1 - t_i}, \quad t_i = \frac{t_e}{1 + t_e} \quad (\textit{ibid.}, \text{p. 28}).$$

(14) A 法人、B 法人が各々新株を発行し、相互に新株を引き受け合うことにより、両社とも当該金額だけ課税ベースが圧縮され、税の軽減を享受することになる (*Ibid.*, p. 234)。

(15) 資金フローをベースとする法人税は R 型・ S 型のいずれのタイプも投資に対して中立的であるが、その説明に際しては、「 R ベース」、「 S ベース」の性格に応じて、前者は、資金の運用面（実物資産か金融資産か）に着目されるのに対し、後者は資金の調達面（自己資本——新株発行か留保利益か——か他人資本か）に着目されることになる。

100ポンドの増資で200ポンドの投資をまかなうことができるのは、「Rベース」と同様の理由による。後者の場合、留保利益が分配されたならば株主の税引後配当所得は100ポンドになるのであり、株主にとっては当該投資について100ポンドのコストが生じたにすぎないと考えられる。いずれの場合も、200ポンドの投資を行うに際して実質的に100ポンド負担したにすぎず、収益率10%の下での資産売却収入220ポンド（ $200 \times (1 + 0.1)$ ）が分配されるとすれば、株主は110ポンドを受取ることになる。

「Sベース」について、投資収益率が課税により歪めないにもかかわらず歳入が生ずる根拠やその経済的意味に関しても、「Rベース」と同様の論理が展開されている。ただし、「Rベース」が実物資本的資産にかかる追加的利潤を源泉として歳入が生み出されるのに対し、「Sベース」では、実物資産と並んで金融資産にかかる追加利潤からも歳入が生じる点が異なる。

(2) 「Rベース」と「Sベース」の差異

「Rベース」と「Sベース」を比較するため、表1に示される等式を以下のように変形する。

$$(R - \bar{R}) = (\bar{S} - S) + (\bar{F} - F) + (\bar{T} - T)$$

言うまでもなく、両者の差異は財務フローの差額（ $\bar{F} - F$ ）に起因することが理解される。

よって、

$$(i) (\bar{F} - F) > 0 \text{ の場合} \quad \text{「Rベース」} > \text{「Sベース」}$$

$$(ii) (\bar{F} - F) < 0 \text{ の場合} \quad \text{「Rベース」} < \text{「Sベース」}$$

となる。

(3) 「Rベース」・「Sベース」の下での資産の評価

資金フロー・ベースの法人税が、企業の財務政策や投資活動にどのような影響を及ぼすのであろうか。この点についてのミード報告の見解をみてみよう。

R型法人税、S型法人税は、各々の潜在的な租税債務を通じて企業の貸借対照表の状況に影響し、その結果が、株式市場を通して株価に反映されるで

あろう。例えば、税込税率50%のR型法人税の下では、売却価値200ポンドの実物資産は株主にとって100ポンドの価値を有するに過ぎず、従って、当該企業の株式の市場価値は、企業の資産価値から実物資産にかかる潜在的法人税債務を控除した残額に連動しているはずである。また、S型法人税においても、実物資産または金融資産の正味有高の処分を通して得た資金の配分から税が支払われるのであり、この潜在的租税債務により株式の市場価値は影響を受けるはずである。S型法人税においては、特に、潜在的租税債務が株価形成に影響を与えないとするならば、つまり、株価が企業資産の市場価値を直接反映して形成されるとすれば問題が生じることになる。なぜなら、配当抑制、留保利益の増加に起因する株式のキャピタル・ゲインの実現を通じて、株主は法人税を全く負担せず、その利益を享受することになるからである。ミード報告においては、株価は、企業資産の税引前価値をに反映するものではなく、あくまで潜在的租税控除後の資産価値を反映する限り、留保利益を選好するという配当政策の歪みは生じない、としている。

ただし、法人税が企業の資産や株価に及ぼす影響は「Rベース」と「Sベース」では異なるという点も考慮しなければならない。差異の原因を一口で言えば、R型法人税では、政府は企業の実物投資に対して持分関係を有することになるのに反して、S型法人税の下では、企業のすべての投資（実物資産、金融資産）に対して持分を有することになるからである。いずれにせよ、企業の資産価値と株式の市場価値のギャップは、潜在的租税債務としての政府の持分を意味するものに他ならない、とされている。

次に、ミード報告が指摘する企業活動への影響を各々の課税ベースに区分して要約しておくことにしよう。財務諸表上、課税関係が生ずる項目と生じない項目を識別することが、この場合、極めて重要である。

(i) R型法人税の場合、金融資産を減少させ実物資産を増加させる（例えば、銀行預金をたな卸資産の購入に充てる）という誘因が働くことになる。このような活動が当面の税負担の軽減につながるからであるが、結局、たな卸資産などは、将来の販売を通していずれ租税債務を発生させることにな

る。

(ii) S型法人税の下では、自己資本による資金調達増加（新株発行、配当支払の制限）による実物資産、金融資産への運用が、税負担の軽減をもたらす。他方、この追加的な実物資産、金融資産の保有が将来の租税債務発生の原因となる。将来の租税債務は配当が行われない限り顕在化するものではないが、当該期間の資産収益率に応じて租税債務は漸次増加していくことになる。転換社債は、社債の形態である限り税に影響されず、株式への転換時点で税負担の軽減が生ずることになる。もちろん転換された株式にかかる配当について、以後、租税債務が発生することになる。

「Sベース」のもとでは、金融機関になんらかの特別の配慮を払う必要は認められない。借入資本を源泉とする株式の購入は租税債務の発生を意味し、漸次、当該株式の受取配当額に応じて以後の税負担が軽減されていくことになる。自社の新株発行による株式の購入は互いに相殺され課税関係は生じない。

(4)未利用の課税控除額

「Rベース」、 $(R+F)$ ベース、「Sベース」といった課税ベースが負になる場合には、資金フロー型法人税の機能的特徴である新規投資の収益率とその源泉となった貯蓄リターンの一致を課税により攪乱させないように、課税ベース算定上控除できなかった損金部分について、(i) 補助金、(ii) 適正な利子率による繰延、といった措置が必要であるとされている。

(5)「Rベース」および「Sベース」の長所・短所

以上、R型、RF型、S型の法人資金税の基本的仕組みが明らかにされた段階で、(i) 単純性、親近性および弾力性、(ii) 海外投資の取扱い、(iii) 金融機関の取扱い、(iv) 租税回避および移行上の問題、といった観点から、各タイプの簡単な比較検討が行われている。ミード報告が指摘する論点を以下要約しておくことにしよう。

(i) 単純性、親近性、弾力性

単純性という角度から言えば、ミード報告の指摘を待つまでもなく、「S

ベース」が優れている。一期間の株式・配当取引に関する現金収支の計算・記帳で事足りるからである。さらに、(iv)で明らかにされるように、企業間で決算日が異なるという点を利用した租税回避対策との関連で、企業間で異なる営業年度に対して課税の立場から一応統一的な課税期間を設定することが容易であるという長所も「Sベース」にみられる特徴である。

親近性という観点からは、営業収支に限定されているとはいえ、従来の法人所得税の仕組みとの類似性が認められる「Rベース」が優れている。換言すれば、従来の制度に対して、100%資本控除制度の対象資産を拡大し、⁽¹⁶⁾支払利子の損金不算入制度を導入するといった改正を行うことにより、「Rベース」の原型が形成されることになるからである。これに対し、「Sベース」は、現行制度の抜本的改正と受け取られる可能性がある、とされている。

弾力性、つまり租税政策的手段という観点からは、100%資本控除制度を政策目標に合わせて機動的に運用できる「Rベース」が望ましいといえよう。

(ii) 海外投資の取扱い

ミード報告によれば、「Rベース」、「Sベース」のいずれの場合も、海外投資の救済措置、海外投資収益の二重課税救済措置は廃止されるべきであるとして⁽¹⁷⁾いる。

(iii) 金融機関の取扱い

既に指摘したように、「Sベース」が「Rベース」よりも優れている点の一つは、一般企業と同様に金融機関についても、なんらの修正を行うことなく資金フロー・ベースの適用が可能なことである。金融機関においては、利用者に提供する実物用役を計算上直接算定することができない（つまりRが算定できない）ので、あえて、「Rベース」を金融機関に適用するためには、(イ)金融機関が提供した実物用役を開示しうよう計算書を作り直すか、(ロ)税

(16) いうまでもなく、イギリスの法人税制が前提となっている。

(17) この点についてのより詳しい議論は、Meade Report, 第21章で改めて取扱われているが、本稿では海外投資の問題についてこれ以上立ち入らない。

務上、ある種の全く異なる課税ベースを導入するか、の措置が必要となる。⁽¹⁸⁾

(iv) 租税回避および移行期の問題

租税回避行為に対する対応措置は、税負担の公平を維持し、国民の税制への信頼を確保する上で極めて重要な課題である。法人資金税についても、予めどのような回避手段が存在するかを予想しておくことが不可欠であるといえよう。以下、ミード報告が指摘する問題点を例によって簡単に要約しておくことにしよう。

まず、ミード報告が指摘する租税回避行為としては、「Rベース」の下で、経営上必要としない材料、固定資産を事業年度末に企業間で相互に購入し合うことにより、税負担の軽減を図るというものである。この種の手段は、「Sベース」の下では企業間での新株発行の相互引受けという形態をとることになることは既に指摘した。持続的に税負担の軽減を享受するためには、以後毎期毎期、企業間の取引金額を累積していくことが必要となるが、この回避行為の実施は、二つの企業の決算期が一致していれば不可能となることから、企業の税務年度を各企業の営業期間にかかわらず、統一し税務行政を行うことが容易な「Sベース」が、防止措置という点から優れているといえよう。

S型法人税の下では、新株発行（課税ベースから控除）にかかる実質的な資本リターンを社債利子（非課税）の形態で支払うことにより税負担が軽減されることから、企業は異常に高い利率をもって株主に社債を発行することが予想される。この種の回避行為に対処するため、一般に適正と思われる利率を超える部分を配当とみなす規定が必要である。同種の規定は従来の法人税規定にも設けられているものであり、継続することが必要である、とされている。

移行期の問題として、まずR型法人税においては、受取利子・支払利子が課税ベースから除外されているところから、自己資本比率が低く、従来、支

(18) この点については、Meade Report 補論12・1において興味深い議論が展開されている。

払利子損金算入に起因する税負担軽減を享受してきた企業にとって、正味支払利子額だけ課税ベースが大きくなるという問題点が指摘されている。

S型法人税の問題点の一つは、従来の資金調達政策の相違が、新税導入後の税負担の相違となって現われることである。例えば、従来、他人資本（社債など）を中心に資金調達を行っていた企業（A社）と自己資本（普通株）を中心に資金調達を行っていた企業（B社）があるとしよう。新税制の導入後、A社はB社と同様な資本構造とするため、新株を発行し、社債を償還することにより租税債権を取得する（税負担の軽減）ことになる。同種の効果は、資金の運用面にも作用する。例えば、従来、短期金融資産にも一部投資していた金融機関（C社）と、すべてを株式の購入に充てていた金融機関（D社）があるとしよう。新税導入後、C社の短期金融資産がたまたま満期となり、得た資金を株式に投下したとすれば課税の対象となる。要するに、新税導入時点における資本構造、資産選択の相違が税負担の相違を招くという不公平な事態が出現することになる。

S型法人税の導入が予め予想される場合、新税制の下では株式の売却が税負担の軽減につながることから、社債発行又は金融資産の売却で獲得した資金で株式を購入するという租税誘因が作用し、株式市場を歪めるとともに歳入の減少という無視しえない移行上の問題が生ずることになる。さらに、従来の税制においては、会社の清算時に株主に対してなされる分配分が非課税であり、S型法人税の下では新株発行が税負担の軽減につながるころから、移行期に際して行われる会社の清算・再設立という事態にどのように対処するかといった問題も指摘されている。

（6）代替的解決案としての「 $(R+F)$ ベース」

このような移行上の混乱を回避するため、ミード報告にあっては、移行措置として「 $(R+F)$ ベース」の導入が提案されることになる。

改めて指摘するまでもなく、ミード報告においては、

$$(\bar{S} - S) = (R - \bar{R}) + (F - \bar{F}) + (T - \bar{T})$$

であるとされているから、「S ベース」と「 $(R+F)$ ベース」の課税ベース

は実質的に等しく、前者は後者を通じて間接的に管理されることになる。

要するに、「 $R + F$ ベース」は、取引を営業取引、財務取引、資本取引の三つに区分した場合、前二者の取引に係る資金イン・フロー（源泉）が資金アウト・フロー（使途）を超過する部分を課税ベースとするものであると解される。換言すれば、(i) 実物資産に対する100%資本控除制度の範囲の拡大（「 R ベース」と同一部分）、および(ii) 資金フローが経常的なものであるか資本的なものであるかの区分にかかわらず、すべての財務イン・フローのすべての財務アウト・フローの超過分（「 R ベース」と異なる部分）が課税ベースに含まれる、の2点を特徴とするものである。(ii) より、「 R ベース」に比べ、新たに新規の借入、受取利子が課税対象（益金算入）となり、新規の貸付、支払利子が課税控除の対象（損金算入）となる。

先の移行期の問題を、「 $R + F$ ベース」に照らして再考すれば、一見して、かなり有効であることが理解されるが、一応、ミード報告に従って、「 $R + F$ ベース」の長所、短所を列挙しておこう。

(i) 現行制度に対し段階的に新制度へ移行することができ、移行上生ずる問題を緩和することができる。

(ii) 金融機関にも同様に適用可能であり、自己資本比率の低い企業に新税導入に起因する突然の追加的な税負担を課さない。

(iii) 望ましいのであれば、海外投資収益に対する二重課税救済制度を継続しながら、将来の海外投資にかかる100%資本控除制度を廃止することができる。

上述の長所に比べて、「 S ベース」の単純性を失うことが短所として指摘されている。

ミード報告によれば、最良の方法は、税込税率・「 $R + F$ ベース」という間接的手段を通じて、漸次、税抜税率・「 S ベース」に移行することであるとされている。

Ⅲ 法人課税と個人直接課税の⁽¹⁹⁾関係

法人資金税の基本的仕組みは以上で明らかとなり、本稿の主たる目的は、一応達成されたといえる。とはいえ、租税の最終的負担者は個人であるとみなす⁽²⁰⁾かぎり、法人課税を個人直接課税と全く切り離して検討することは妥当ではない。個人課税を同一の視野におさめ企業課税を総合的に検討しようとする場合には、企業課税の根拠、課税ベースとその算定、転嫁の方向と程度、統合方式などの論点からなる一連の思考の組合せを、公平性又は中立性といった評価基準に照らして比較検討することが必要であり、税務会計の守備範囲をはるかに越える議論となる。とはいえ、われわれの当面の関心事である法人資金税の基本構造をより詳しく理解するために、理解しえる範囲でミード報告に沿って両者に関わる論点を跡付けておきたい。

法人課税と個人直接課税の関係を論ずるに先立って、前提となる諸概念を、まず整理しておくことにしよう。

法人税の課税ベースとしては、「R ベース」「S ベース」に、企業利益を課税ベースとする「P ベース」の3つが存在するものとする。

次に、統合方式としては、(i) 全く調整しない方式（古典的方式と呼ばれる）、ならびに二重課税を何らかの形で調整しようとするものとして、(ii) 二段階税率方式（分配所得に軽減税率を適用する方式）、(iii) インピュテーション方式、(iv) アボアル・フィiscal方式（avoir fiscal system）⁽²¹⁾、の各方式を想定する。

個人課税の形態としては、包括的所得税（Comprehensive Income Tax、

(19) *Ibid.*, pp. 245~258.

(20) 今日の発達した大規模企業を想定する場合、このような仮定がなんらの疑問もなく妥当するか否かはやや問題であると考えられるが、財政学にあっては当然の仮定とみなされているようである。

(21) フランスで実施されている方式で、配当の一定割合に限ってグロス・アップを認める方式をいう（Meade Report p.246, 参照）。

以下 CIT と呼ぶ)、総合支出税 (Universal Expenditure Tax, 以下 UET と呼ぶ)、二段階支出税 (Two Tier Expenditure Tax, 以下 TTET と呼ぶ) が前提となっている。これら 3 つの課税タイプについては、既に多くの解説が試みられているが、一応この段階でごく簡単にその内容のみておくことにしよう。⁽²²⁾

ミード報告において所得は、(i) 受手が無限に維持することのできる消費水準 (定義 B と呼ばれる)、(ii) 当期の消費 + 純資産の当期増加額 (定義 A と呼ばれる)、という 2 通りの定義がなされているが、実践可能性という意味で (ii) の定義 A が CIT の前提とされている。⁽²³⁾

UET とは、個人納税者のあらゆる源泉に起因する収入の合計額から消費以外の目的でなされた支出合計額を控除することにより、間接的に計算された年間消費総額を課税標準として、累進税率が適用される税をいう。⁽²⁴⁾

TTET は、UET 移行への経過措置として提案されるもので、一定の消費水準を基準として、低額区分には比例支出税が、高額区分には付加税として累進支出税が課税されるものである。前者の比例支出税は、具体的には、統一的な付加価値税率の適用という形態を採るか (付加価値方式)、100% 資本控除を容認した所得税をもって代替させるか (100% 資本控除方式) の 2 通りの方法が示されている。後者の基本的仕組みは UET と同一である。⁽²⁵⁾

以上の議論を念頭において、法人税と個人直接課税の関係に関するミード報告の要旨を跡付けてみよう。

(1) 法人税と包括的所得税 (CIT)

「P ベース」の法人税と CIT の組合せを前提に、法人企業に追加的な税

(22) 例えば、小林、貝塚、伊藤、前掲稿参照。

(23) *Ibid.*, p. 128.

(24) *Ibid.*, pp. 150~152. p. 160. 要するに、個人所得に資本収入、偶発所得が加算され非消費支出を控除して算定された課税ベースに累進税率を適用しようとするものである。

(25) *Ibid.*, p. 160.

負担を課すことが望ましくない場合には、基本的に組合課税方式と同一の完全統合の方式が考えられている。つまり、(i) まず、法人利益に比例税率を適用し、配当部分についてはインピュテーション方式を用い、未分配配当部分 (non-distributable dividend) についても、〔株主割当分+割当分に係る法人税額〕を株主所得に加算し、株主の所得税額から、配当、未分配配当に係る税額を控除するという方法である。しかし、未分配配当つまり留保利益に関しては、いくつかの困難な問題が生ずる。例えば、(イ)留保利益は必ずしも配当されるとは限らないこと、(ロ)税務当局の承認を得ていない企業見積利益に基づいて割当計算を行わねばならないこと、(ハ)留保利益に起因する株式のキャピタル・ゲインは既に株主段階での限界税率で課税済であるとみなされるから、再び課税対象とならないよう株式の取得原価の修正計算が必要となること、(ニ)株式の流通は以上の状況をヨリ複雑にすること、などの論点から完全統合は実行不可能であるとしている。他方、(ii) 完全に有効なキャピタル・ゲイン税 (Capital Gain Tax, 以下 CGT と呼ぶ) が存在すれば、法人税は不要となる。しばしば指摘されるように、法人の留保利益は株式価値の増加に連動し、株主の株式ゲインは、CGT——この場合、個人所得税の限界税率に基づくキャピタル・ゲイン課税が意味されることになる——により、株主の所得の一部として課税されたのと同じ効果が期待できるからである。しかし、有効な CGT が存在しないという前提のもとでは、(iii)留保利益に対して、代表的株主の個人所得税限界税率に比較して、CGT の不足分を可能な限り補うことのできる税率を適用するという形態の法人税が適切であるということになる。具体的には、留保利益については上述の税率を、分配利益にはゼロ税率を適用する二段階法人税、あるいは、利益全体に当該税率を適用し、配当分については 100% の税額控除を認める、という方法が考えられる。要するに、法人企業になんらの特別な税負担を求めることが望ましくない場合、換言すれば、実質的に可能な限り個人の CIT 段階での税負担が望ましく、かつ、CGT が完全に有効でない場合には、(iii) が最も妥当な方法であるとされることになる。

法人企業になんらかの特別な税負担を課すことが望ましいとされる場合はどうか。CIT に整合的な「P ベース」を前提に、CGT が完全に有効でないとの仮定のもとでは、上記 (iii) の調整方式の一部が修正されることになる。具体的には、法人に特別な税負担を課さないケースに比較して、法人利益に全体としてより高い税率を適用するとともに個人段階での税額控除割合を制限することが適切である。とりわけ、留保利益に対する税率は、平均的株主がより高い税率区分の納税者であることを理由に、所得税基本税率以上の税率が望ましいとされている。

とはいえ、追加的な法人課税が「P ベース」の下でなされなければならないという理由は存在しない。個人段階での税率に起因する貯蓄者報酬と投資収益率との一層の乖離を回避することが望ましいのであれば、法人企業の課税ベースとして、「S ベース」、「R ベース」が正当化されるであろう、とされている。

(2) 法人税と総合支出税 (UET)

個人直接課税が UET の形態をとる場合を考えてみよう。

法人にいかなる特別な税負担も求めるべきでないとすれば、法人税は最早不必要であるとされている。要するに、個人が消費支出または非登録資産購入に充てるために企業から引き出した部分に課税されることになる。

法人にある種の負担を課すことが望ましい場合、「R ベース」型又は「S ベース」型法人税と UET の組合せが適正なものとなる。個人納税者が受取る貯蓄リターン率と当該貯蓄を源泉としてなされた投資収益率が一致するという支出税の顕著な特徴⁽²⁷⁾がこの組合せの場合維持されるのに対し、「P ベース」型法人税の下では、この関係が成り立たないからである。

(26) 非登録資産、登録資産については、例えば、小林前掲稿、参照。

(27) 支出税の特徴の一つは、個人レベルにおける貯蓄の中立性であり、この特徴を法人部門が介在するケースにおいても維持するためには、法人レベルでの投資の中立性が必要となる。M. J. Graetz はこの点について、ミード報告は、個別の法人税の存続を原則として認めているものの、企業課税と個人課税を完全に分離せず、個人段階での支出税と調和した仕組みとして法人資金税が工夫されたア

なお、S型法人税・R型法人税と UET との組合せの場合に、インピュテー

ゝものであり、その要点は、税引前投資収益率に等しい貯蓄報酬率を個人納税者が受取るという支出税の特徴を法人税が存在する場合も保持することであるとしている (Michael J. Graetz, "Expenditure Tax Design", in J. A. Pechman ed., *What Should be Taxed: Income or Expenditure*, The Brookings Institution, 1979, p. 241)。S型法人税を前提とした M. J. Graetz の例示に沿って (*Ibid.*, pp. 241~243) こ

表 2 貯蓄に対する中立性と投資に対する中立性

の点を確認しておくことにしよう。
仮定

(i) 個人レベルの

比例支出税は50

% (税込)

「Sベース」型

法人税率50%

(税込)

(ii) 期間1において

個人Aは、所

得400ドルを稼

得し、うち税引

後150ドルを消

費する。

(iii) 税引前投資収

益率15%

(iv) 投資は、期間

1に行われ、投

資ならびに投資

収益は期間2に

全額消費され

る。

(v) 個人Aが、所得のうちの貯蓄分を法人に出資する場合(ロ)と、それ以外の場合

(イ)の2つのケースを想定する。

期間1においては、(イ)・(ロ)のケースとも個人の所得400ドルが、消費150ドル、投資(非消費支出)100ドル、支出税150ドルに配分されたことを示している(1~5行)↗

	(イ) 貯蓄を法人への出資以外のものに投資する場合		(ロ) 貯蓄により法人に出資する場合	
	期間1	期間2	期間1	期間2
1 所得	400		400	
2 投資	100		100	
3 課税ベース	300		300	
4 支出税	<u>△150</u>		<u>△150</u>	
5 消費	150		150	
6 投資+投資収益		115		
7 支出税		<u>△57.5</u>		
8 消費		57.5		
9 法人への出資				100
10 法人が増資することにより享受する税負担の軽減額				100
11 法人の投資額				200
12 法人の投資収益				30
13 (11)+(12)				230
14 法人税額				<u>△115</u>
15 個人Aの受取額				115
16 支出税				<u>△57.5</u>
17 個人Aの消費				57.5

ション方式が全く不当な結果を導くことになる点にも注意しなければならない。ミード報告の例示に従ってこの点を明らかにしておこう。

- 仮定 (i) 企業は当初、100ポンドの預金を有し、一旦、配当として処分した後、新株発行により、当該資金を取り戻すものとする。
- (ii) 法人税率 (税抜) 100%
- (iii) 配当に対する帰属税額控除 (税込) 33⅓%

表3 インピューテーション方式と支出税 (Meade Report, 表12・2, p.249)

	S ベース	R ベース
1 企業の預金	100	100
2 (△)法人税	(50)	—
3 株主の受取配当額	50	100
4 株主の帰属税額控除	25	50
5 合計	75	150
6 株主の新株発行引受額	75	150
7 法人税の軽減額	75	—
8 企業の預金	150	150

企業が保有している資金100ポンドを配当に充てるとものと仮定とすれば、株主

ⅳ(i)の場合、個人Aは、期間1に100ドルの投資(50ドルの消費節約)により、期間2に57.5ドルの消費が可能となる(6~8行)。期間1での消費節約50ドルに対し、期間2において57.5ドルの消費が可能となった訳であるから、支出税引後の個人納税者が受取る貯蓄リターン率は15%であり、投資収益率15%が維持されている。この点が個人レベルの支出税の大きな特徴の一つである(貯蓄決定に対する中立性)。

(ii)の場合、つまり、個人Aが貯蓄100ドルを法人の新株購入に充てたケースを考えてみよう。法人は、S型法人税の下で新株発行により調達した100ドルが課税ベースから控除されることから、実質的に200ドルの投資が可能となる(9~11行)。投資収益率15%として、投資収益をも含む投資価値が個人Aに分配されるとすれば、法人税115ドル控除後の115ドルが個人Aの受取額となる(12~15行)。個人Aは、受取った全額を消費に振り向けるとすれば、支出税引後57.5ドルの消費が可能であり(16~17行)、(i)のケースと同様に、個人Aが節約した消費額50ドルに対して57.5ドルの消費が可能となり、税引後の報酬率は投資収益率に依然として等しい(いうまでもなく、このような条件が厳密に満たされるためには、個人支出税と法人資金税の税率、一般利子率と企業投資収益率が一定の要件を満たしていなければならない、とはいえ、法人資金税が個人段階の支出税に対応した基本構造を有するものである点は、この例示より理解できよう)。両者の一致は、資金が株主に分配されるまで法人税が繰延べられることから、分配のタイミングにかかわらず維持されることになる。

は、「S ベース」、「R ベース」の下で、各々、50ポンド、100ポンドを受取ることになる（3行）。税込33⅓%の帰属税額控除が認められるとすれば、受取配当および UET の税額軽減分を合わせて、株主は、「S ベース」、「R ベース」の下で、それぞれ、75ポンド、150ポンドの資金を実質的に獲得することになる（5行）。会社株式が登録資産であるとすれば、新株の購入は非課税となり、株主はそれぞれ、75ポンド、150ポンドを株式の購入に充当することが可能となる（6行）。

一方、企業は、「S ベース」の下で、新株発行は損金に算入され、税負担の軽減を享受することができる（7行）。その結果、両ベースとも、当初の保有資金100ポンドに対して150ポンドの資金を獲得することになる（8行）。

以上、明らかなように、法人課税および個人課税がともに支出ベースである場合にインピュテーション方式を導入することは、配当一新株発行による資金調達という行為を税務上優遇する結果となり、支出税中心税制の下では、古典的方式が必要とされることになる。⁽²⁸⁾

(3) 法人税と二段階支出税 (TTET)

最後に、個人課税が総合支出税への移行措置としての TTET の形態をとる場合の法人課税との関係を考えてみよう。

法人企業になんらの追加的負担を課すことが望ましくない場合、法人税は必要でないと考えられている。

法人企業になんらかの追加的負担を課すことが望ましい場合、先の UET との組合せの際に議論されたのと同様な理由で、「P ベース」よりも「S ベース」、「R ベース」の法人税形態がより整合的であるとされている。ただし、TTET は、先にも触れたように、ある一定の消費水準を基準として、低額区分には比例支出税を高額区分には支出税調整に基づく累進支出税を導入するという二段階の構造になっており、このような TTET の基本的仕組みを踏まえて、より詳しく S 型法人税ないし R 型法人税との関係が論じられている。

(28) なお、この点をも念頭において、ミード報告では、EC 理事会の「企業課税および配当源泉課税に関する理事会指令 (1975.8)」との調整についても議論されているが、本稿ではこれ以上この議論に立入らない。

TTET の比例支出税部分(低額区分)⁽²⁹⁾が、100%資本控除方式の所得税(所得のうちの実物資本投資に対して100%資本控除を認め、残額に所得税基本税率を適用するという方式)の形態をとる場合、法人税と所得税のいかなる結合形式が望ましいかについて一つの指針が示されている。この具体案の要点は、貯蓄リターンが投資収益率に一致するという理由から、TTET も「P ベース」より「S ベース」・「R ベース」にヨリ調和するという前提に加えて、貯蓄者の企業への投資形態(株式の購入か貸付けか)の何如にかかわらず、貯蓄リターンに個人段階で乖離が生じないように設計されている点に存する。一つの具体案を構成する基本的条件は次のようである。

(i) R型法人税が採用される——S型法人税に比べ、個人・法人レベルで、実物資本財の100%資本控除が認められるという意味で、課税ベースの基本的仕組みに整合性が認められる。

(ii) 所得税基本税率よりも高い法人税率が適用される——企業に追加的税負担を課すための一つ的手段であると考えられる。

(iii) 配当に所得税基本税率でのインビュテーションを認める——EC 諸国との調整上必要とされる措置であると思われる。

(iv) 法人段階で支払利子損金算入を原則として認める。ただし、この場合の適用税率は法人税率ではなく、所得税基本税率とされる——(iii)との均衡上、配当であるか利子であるかにより貯蓄者のリターンが乖離しないための措置であると推測される。

以上の基本的条件を念頭におきながら、ミード報告に沿って低額区分が100%資本控除所得税の形態をとる TTET と R型法人税の結合形式にかかる具体例を跡付けておきたい。

仮定

- ①個人の所得150ポンド、個人所得税率(税込) 33⅓%
- ②個人の生活水準は高く、付加税としての支出税(税抜税率25%)の対象となる。
- ③法人税率(税込) 50%、企業の投資収益率10%
- ④「R ベース」の下、実物財に対する支出に100%の資本控除が認められる。
- ⑤個人所得税基本税率にもとづくインビュテーション方式が採用される。
- ⑥法人税債務に対する支払利子の控除は個人所得税基本税率の範囲で認められる。

(29) Meade Report, p.154.

表 4 100%資本控除所得税型TTETと「Rベース」法人税

	A	B	
	企業が株式による資金調達を行う場合	企業が借入により資金調達を行う場合	
(I) 個人が所得をすべて消費する場合			
1 個人所得	150	150	この場合、当然 A, B 両欄に相 違はない。
2 (-) 所得税	(50)	(50)	
3 (-) 支出税	(20)	(20)	
4 個人消費	80	80	
(II) 個人が所得をすべて貯蓄する場合			
5 個人所得	150	150	
6 (-) 所得税	(50)	(50)	
7 個人の貯蓄額	100	100	
8 法人税軽減額	100	100	
9 企業の投資額	200	200	
10 企業の年間収入額	20	20	
11 (-) 法人税	(10)	(5) ^a	
12 配当	10	—	
13 個人段階で認められる税額控除	5	—	
14 配当+税額控除	15	—	
15 利子	—	15	
16 (-) 所得税	(5)	(5)	
17 (-) 支出税	(2)	(2)	
18 年間消費額	8	8	

$$a : \left(\frac{1}{2} \times 20 \right) - \left(\frac{1}{3} \times 15 \right) = 5$$

「Rベース」 支払利子が損金算入されることによる法人税の軽減額
のもとでの法
人税額

(Meade Report, 表12.5, p.255に若干の修正を加えたものである)

なお、表4のA欄・B欄は各々個人が企業の株式を購入した場合と、企業に資金を貸付けた場合を示している。

まず、(I)の1行～4行は、150ポンドの所得を獲得した個人が所得の全額を消費に充てる場合の、所得税、支出税、消費額が示されている。仮定②により、生活水準が高いため付加税としての支出税の対象となっている。

次に(II)個人が所得のすべてを消費せず、出資又は貸付に充てる場合を考えてみよう。5行～6行は、150ポンドの所得を獲得した個人が、所得税控除後の100ポンドを貯蓄し、企業に資金を提供する場合が示される。仮に、企業が200ポンドを資本財の購入に振り向けるとすれば、100ポンドの税額軽減となる(8行)から、この場合、企業は、調達した100ポンドとあわせて200ポンドの投資を行うことができる(9行)。この段階までは、A、B欄の状況は全く同一である。

株式により企業が資金調達を行う場合(A欄)、20ポンドの収入について、10ポンドの法人税が徴収され、残り10ポンドが配当に充てられる(10～12行)。この配当には5ポンドの税額控除が認められ、結局、税引前の実質配当所得は15ポンドとなる(13～14行)。配当に税額控除を加えた15ポンドに、所得税、支出税が課税され、個人の年間消費額は8ポンドとなる(16～18行)。個人は、延期された80ポンドの消費(4行参照)に対して報酬率10%の8ポンドのリターンを獲得することになるのである。

企業が借入金により資金調達を行う場合(B欄)はどうであろうか。企業は15ポンドの利子を個人に支払うことになる(15行)。11行目の法人税額は、支払利子が損金算入されることにより(ただし、⑥注意)法人税額が10ポンドから5ポンドに、5ポンド軽減されることを示している。個人は、利子所得15ポンドに対し、所得税、支出税を支払い、その結果8ポンド消費することができる。この場合も、A欄と同様に延期された消費額80ポンドに対して、個人のリターン率が10%となっている。

100%資本控除所得税によるTTETとR型法人税の結合形態に対しては、(i) (従来のイギリス租税体系を前提として) その他の改革案に対して法人税制度の急激な変更をもたらさないこと、(ii) 法人税制調和化に対するEC指令と完全に一致すること、(iii) 「Rベース」の下で国内投資に限定して100%資本控除を容認することにより、海外投資にかかる二重課税救済問題に対処することが容易であること、が長所として指摘される。短所としては、(i) 当該制度が極めて複雑で理解が容易でないこと、(ii) 「Rベース」であることから、金融機関に十分適用できないこと、(iii) TTETの低額区分に対して、100%資本控除所得税の基本税率の適用が妥当であるかどうか問題であること、が指摘されている。

TTETの低額区分を消費課税としての性格がより鮮明な付加価値税で代替させる場合、法人税の仕組みとしてはいかなるものが適切となるのであろうか。この場合、100%資本控除所得税との結合形態の場合に必要なとされた

インピュテーション方式、支払利子損金算入制度が不必要となるとともに100%資本控除という手段が消滅することから「Rベース」採用の根拠も見い出せなくなり、「Sベース」（又は「Sベース」と実質的に同一である「(R+F)ベース」)型法人税とTTETの結合形態が妥当であるとされている。特に、S型法人税が導入されることにより

- (i) 比例的付加価値税 (TTET の低額区分)
- (ii) 累進的に追加負担を求める支出税 (TTET 高額区分)
- (iii) 株主が法人企業から引き出した正味額に課税するS型法人税

の組合せにより、租税システムは極めて単純となり、その存在理由の理解も容易である、といった利点が指摘されている。

以上、かなり詳細に法人資金税の基本的仕組み、法人課税と個人課税の関係について跡付けてきた。重複するとはいえ、最後にミード報告の法人税に関する結論を要約しておきたい。

従来のイギリス法人税制は、純粋な利潤ベースと資金フロー・ベースの中間形態であるといえるが、基本的に法人税の課税ベース選択は、個人課税ベースの動向に大きく影響されるものである。仮にイギリス個人所得税が真の包括的所得税の方向を志向するものであるとすれば、法人税の課税ベースは純粋型の法人利潤が強調されることになり、他方、個人課税が支出ベースの方向へと移行するものとすれば、資金フローを課税ベースとする法人税の採用に利点が認められる。

資金フロー・ベースの法人税には次の3つの形態がある。

(i) 経常勘定か資本勘定かにかかわらず、以下の算式により課税ベースを算定する「Rベース」

(実物の財貨・用役の販売から生ずる収入合計－実物の財貨・用役の購入にかかる支出合計)

(ii) 株主が法人部門から引き出した正味額を課税ベースとし、以下の算式で求められる「Sベース」

（配当・株式自体の価値に係る企業支払額－配当・株式自体の価値に係る企業受入額）

(iii) 結果的に (ii) の「S ベース」と同じであるが、内国法人の株式に係る資金のイン・フロー、アウト・フローを除くすべての資金的取引（実物取引か財務取引か、経常勘定か資本勘定かにかかわらず）について、以下の算式により求められる「(R + F) ベース」

（資金イン・フロー合計額－資金アウト・フロー合計額）

ミード報告では、インピュテーション方式に関する EC 調和化、海外諸国との二重課税について問題があるものの、まず初期の段階において、R F 型法人税の採用が勧告されていることは既に指摘した。

V 法人資金税と税務会計

法人資金税の機能的特徴は、支出税の貯蓄決定に関する中立性を企業課税に応用した投資決定に対する中立性である。法人資金税が、資金の源泉形態、投資形態の何如にかかわらず、投資収益率を歪めない理由について、ミード報告は、政府は法人税率に応じて企業の投資活動に間接的に参加し、投資に係るリスクを企業と分担するという持分関係を有することになる、という表現で説明していることは既にみた。換言すれば、資金の調達——投下——回収——分配という一連の投資活動の過程において、投資にかかる損金算入による租税債務の軽減が、益金算入による租税債権の発生よりも時間的に先行し（R型では投下の時点で、S型では調達の時点で租税債務が軽減される）、法人税額は結局、課税関係を通じて間接的に企業の投資活動への貢献額に対する対価として理解されることになる。この意味で法人資金税は投資決定に中立的なのである。

投資に対する中立性という法人資金税の機能的特徴に加えて、注目しなければならない点は課税ベースの算定が資金フロー（基本的には現金フロー）に着目してなされるということである。⁽³⁰⁾ 税務会計の観点からは、むしろこの

(30) 資金フローの差額を課税ベースとするが故に投資に対する中立性という特徴が

測定技術上の特徴に注目されることになるであろう。この資金フローへの着目といった法人資金税の構造的特徴は、法人税制の簡素化、物価変動に対する中立性、納税適状性⁽³¹⁾、租税回避対策などの法人資金税の長所と考えられる諸点の源泉であるように思われる。

いずれにせよ、資金フローという観点からの法人税の構想は、所得課税か消費課税かといった財政学上の論点を、損益会計か資金会計か、あるいはまた発生主義会計かキャッシュ・フロー会計かといった会計上の議論の次元に持ち込む契機となった点で、われわれも大いに注目すべきであろう。今後、キャッシュ・フロー会計の成果を踏まえて、資金ベース法人税を会計の見地から改めて検討してみる価値が十分あるように思われるのである。

生ずるともいえる。

(31) 法人資金税の長所、短所については、例えば平石前掲稿、参照。